

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日(当)は、その翌日)

鳥取県知事 平 林 眞 三

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十八日

## 目 次

- ◆ 告 示 青少年に有害な図書類の指定  
土地改良事業計画の適否の決定(六件)  
土地改良事業計画の変更の適否の決定(二件)  
共同漁業権の変更の免許  
開発行為に関する工事の完了
- ◆ 公 告 鳥取県職員採用上級試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第百三十五号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)

指定番号	種 別	図 書		類 別	
		題 号	発行 記号等	表示された発 行所名	
870	雑誌その他 の刊行物	フラミンゴ	DA- ヨ8	Office JET	
871	"	女の子のSEX	OT- 3-C	土曜出版社	
872	"	エロスアップ増刊 EROSUP 第6巻 挿入れ挿入 3号通巻72号	EZ- 3-C	アップル社	
873	"	秘写タナーTABOO 秘写タナーTABOO 異常SEX特集号 秘写タナーTABOO 生 第七巻第三号	HT- 3-C	トライビジョン	
874	"	下半身検査 熱い夢	DA- XO	Do企画	
875	"	少女手淫	DA- ソ9	LANDA-SS	
876	"	◎ガイド トルコ嬢ガイド 美少女本番ビデオ	S L- 3-C	機ゼノン出版社	
877	"	SEX RISE	-	菊ダイヤ出版	
878	"	JUN PART. 3	-	神田草薺書林	
879	録音テープ	テープ 52分 VOL. 6 EROS& MUSIC	MT- 3-C	アリス出版	

880	雑誌その他 の刊行物	スケロク 1983 3月号	雑誌 コード 15471-3	鶴東京三世社
881	"	AFOUR-LEAF CLOVER 四つ葉のクローバー	DA-ヨ1	office JET
882	"	Collector コレクターしゃくりっ号 性交誌本 コレクターしゃくりっ号	CO-3-C	海鳴書房
883	"	お姉さんのお姉さん 隣りのお姉さん	DA-ソ7	アリス出版
884	"	いじくり暴行 恋人達の春	DA-ソ6	Do企画
885	"	フエラチ才授業 みゆきの放課後	DA-ス2	Do企画
886	"	SMTolerance 完結編 赤裸な少女	DA-ス1	アリス出版
887	"	ギヤルズレポート 純白の肌がセク ションに燃えた	GR-3-C	ロア出版
888	"	衝撃	JNMA 069	緑林書房
889	"	快楽実話告白人制服の女たち 増刊	ZT-3-C	鶴土曜出版新社
890	"	夢精遊戯 変態調教日記 第3巻2号通巻22号	MU-2	アツプル社
891	"	恥穴 抵め 恋の色	DA-ソ8	Do企画
892	"	ガールハンター No.55	GH-3-C	海鳴書房
893	"	ガール&ガール VOL.68 女性性態 第7巻第2号通巻68号	G-2	鶴アリス出版
894	"	PUSSY 隣りのお姉さんとセックスVOL.12 スボスボハマミか隣りのおめと	PU-3-C	鶴アリス出版
895	"	少女ごじ入れ 風の季節	DA-ヨ2	アリス出版
896	"	Venus ビーナヌ愛・奴・隷・ユキコ 流腸	BN-2	鶴土曜出版社
897	"	レポート 誘惑指導 第6巻3号通巻51号	R-3-C	鶴アツプル社
898	"	生尺 舌入 恋遊戯	DA-ソ5	アリス出版
899	"	手戯口戯	-	-
900	"	ADULT CINEMA	AD-3-C	海鳴書房
901	"	SM淫交	-	鶴ダイヤ出版
902	"	フタニーフェイス(ミニ)VOL.1 FUNNY FACE mini	JNMA 068	ミネルバ書館
903	"	ルソルソん気分 感じる VOL.1 美少女写真集	-	有限会社 松井書房
904	"	PINKBOX 男と女の愛のレッスン	D-2	鶴土曜出版社
905	"	Bobby Socks 特集 少女犯罪 セーラー服無惨	BS-3-C	土曜出版新社
906	"	ALICE スペンシャル 女子高生快楽ONANIE 第2巻第3号通巻16号	AS-3-C	鶴アリス出版
907	"	狂態交尾 誘・わ・れ・て	CL-ヨ4	アリス出版
908	"	本番写真「絡む」 女優・酒井しず	CL-サ0	チャイナハウス
909	"	Shower 渇の目で犯せ 第二巻第二号	SW-2	トライビジョン
910	"	女子高生オナニー 夜の予備校	DA-ソ2	Do企画

911	"	昭昭の匂い、 恋魂術	0051002	黎明社出版
912	"	昭昭 VOL. 1	—	昭昭研究会

鳥取県告示第百三十六号

昭和五十七年十月二十二日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(明治(坂根)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十八年二月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十七号

昭和五十七年十月八日付けで船岡町から申請のあつた土地改良(西岡地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十八年二月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
船岡町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十八号

昭和五十七年十月十八日付けで河原町から申請のあつた土地改良(水根今西地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十九号

昭和五十七年十一月二日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（福本地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十号

昭和五十七年十月八日付けで船岡町から申請のあつた土地改良（西岡地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十一号

昭和五十八年二月八日付けで関金町から申請のあつた土地改良（山口地区農地造成）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地

改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十二号

昭和五十八年一月二十一日付けで丹比土地改良区から申請のあつた土地改良（用呂細見地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場及び八頭郡八東町大字北山六三一丹比土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十三号

昭和五十七年十二月七日付けで智頭町から申請のあつた土地改良（米井地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月一日免許した共同漁業権について、昭和五十八年二月十二日変更の免許をしたので、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 免許番号 海共第二号

2 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町一五三九一九 賀露漁業協同組合

気高郡気高町大字酒津三七一一二七 酒津漁業協同組合

気高郡気高町大字八束水二七六六 浜村漁業協同組合

気高郡青谷町大字青谷二〇二二 夏泊漁業協同組合

気高郡青谷町大字長和瀬四五一一 青谷町漁業協同組合

東伯郡泊村大字泊一五七三 泊村漁業協同組合

東伯郡北条町大字弓原六〇三 中部漁業協同組合

3 免許の内容

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 あさり漁業 一月一日から十二月三十一日まで

はまぐり漁業

ばい漁業

あわび漁業

さざえ漁業

いがい漁業

かき漁業

うに漁業

たこ漁業

なまこ漁業

わかめ漁業

てんぐさ漁業

もずく漁業

あまのり漁業

ほんだわら漁業

いぎす漁業

(二) 漁場の位置 鳥取市、気高郡気高町及び青谷町並びに東伯郡泊

村、羽合町、北条町及び大栄町地先

(三) 漁場の区域 次の基点第九号から三二三度四〇分の線、基点二

十二号から三五三度四〇分の線、最大高潮時海岸線及び同線から距岸一、〇〇〇メートルの線によつて囲まれた区域並びに赤島周辺二〇〇メートルの線によつて囲まれた区域。ただし、次の基点第十号と基

点第十一号を直線で結ぶ線、基点第十二号から基点十三号の八までを順第次に直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域、基点第十四号から基点第十四号の十八までを順次に直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域、基点第十五号から基点第十五号の六を順次に直線で結ぶ線によつて囲まれた区域、基点第十六号と基点第十七号を直線で結ぶ線、基点第十八号と基点第十九号を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域並びに基点第二十号と基点第二十一号を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域を除く。

基点第九号 福部村と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第十号 鳥取港西防波堤北端

基点第十一号 鳥取港鳥ヶ島南端

基点第十二号 鳥取港第三防波堤北端

基点第十三号 鳥ヶ島灯台から九度三〇分四一〇メートルの点

基点第十三号の二 鳥ヶ島灯台から三度一〇分四八

二メートルの点

基点第十三号の三 鳥ヶ島灯台から二九度三〇分七

七二メートルの点

基点第十三号の四 鳥ヶ島灯台から三五度三〇分七

二五メートルの点

基点第十三号の五 鳥ヶ島灯台から三四度〇〇分六

八六メートルの点

基点第十三号の六 鳥ヶ島灯台から一〇九度一〇分

六六〇メートルの点

基点第十三号の七 鳥ヶ島灯台から一〇一度〇〇分

九五四メートルの点

基点第十三号の八 鳥ヶ島灯台から一〇八度四〇分

一、〇五八メートルの点

基点第十四号 鳥ヶ島灯台から一〇八度四〇分一、

〇五八メートルの点

基点第十四号の二 鳥ヶ島灯台から一〇一度〇〇分

九五四メートルの点

基点第十四号の三 鳥ヶ島灯台から一〇九度一〇分

六六〇メートルの点

基点第十四号の四 鳥ヶ島灯台から三四度〇〇分六

八六メートルの点

基点第十四号の五 鳥ヶ島灯台から三五度三〇分七

二五メートルの点

基点第十四号の六 鳥ヶ島灯台から二九度三〇分七

七二メートルの点

基点第十四号の七 鳥ヶ島灯台から三八度三〇分一、

〇三六メートルの点

基点第十四号の八 鳥ヶ島灯台から三八度〇〇分一、

○三八メートルの点

基点第十四号の九 鳥ヶ島灯台から四〇度〇〇分一、

一一五メートルの点

基点第十四号の十 鳥ヶ島灯台から四四度二〇分一、

○八六メートルの点

基点第十四号の十一 鳥ヶ島灯台から六五度三〇分

八〇八メートルの点

基点第十四号の十二 鳥ヶ島灯台から七〇度四〇分

七九〇メートルの点

基点第十四号の十三 鳥ヶ島灯台から八五度三〇分

八二八メートルの点

基点第十四号の十四 鳥ヶ島灯台から八二度二〇分

一、〇〇五メートルの点

基点第十四号の十五 鳥ヶ島灯台から八一度三〇分

一、〇五二メートルの点

基点第十四号の十六 鳥ヶ島灯台から九四度〇〇分

一、一七三メートルの点

基点第十四号の十七 鳥ヶ島灯台から九四度一〇分

一、一七一メートルの点

基点第十四号の十八 鳥ヶ島灯台から一〇二度三〇

分一、三〇四メートルの点

基点第十五号 鳥ヶ島灯台から三〇七度三〇分七〇

メートルの点

基点第十五号の二 鳥ヶ島灯台から三四一度〇〇分

一九九メートルの点

基点第十五号の三 鳥ヶ島灯台から一二度三〇分三

九八メートルの点

基点第十五号の四 鳥ヶ島灯台から一五度〇〇分三

九〇メートルの点

基点第十五号の五 鳥ヶ島灯台から三四六度三〇分

一八六メートルの点

基点第十五号の六 鳥ヶ島灯台から三一九度二〇分

五七メートルの点

基点第十六号 気高郡気高町袖岬北端

基点第十七号 酒津漁港東三号防波堤南端

基点第十八号 酒津漁港東三号防波堤北端

基点第十九号 酒津漁港西防波堤突端

基点第二十号 泊漁港北防波堤突端

基点第二十一号 泊漁港西防波堤突端

基点第二十二号 大栄町と東伯町の境界と最大高潮

時海岸線との交点

4 制限又は条件 なし

5 存続期間 昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十

一日まで

鳥取県告示第百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に



より告示する。

昭和五十八年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年六月十八日鳥取県指令受都計第五百号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字太田字二王面、字了家、字穴クゴ及び字大ノ田並びに大字河崎字穴クゴ、字五反田及び字大塚軍

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県東部町村土地開発公社

理事長 濱本力六

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和58年2月18日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和57年度第2回鳥取県職員採用上級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
士	若干名
電	若干名
農	若干名

3 対象となる職

知事の事務部局、企業局等に勤務する行政職給料表6等級相当程度の

係員の職

4 給 与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 101,900 円のはか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
士	昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた者
電	昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた者で、 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する 農業改良普及員の資格を有するもの又は昭和58年3月31日ま でにこの資格を取得する見込みのもの
農	

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、専門試験(多枝選択式及び記述式)及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和58年3月3日(木)

(3) 試験の場所

鳥取市玄好町209番地 鳥取県自治研修所

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和58年3月中旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220番地)にその氏名を掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

論文試験、人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和58年3月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和58年3月下旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。  
申込みできる「試験の区分」は一つに限る。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

申込受付期間  
昭和58年2月21日(月)から同月26日(土)まで

なお、郵送による申込みは、必ず速達とすること。郵送された申込書は、昭和58年2月26日(土)までの消印のあるもの限り受け付ける。  
ただし、特別の事情のある者については、第1次試験当日試験場において受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(土曜日は12時まで)

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙等の請求を郵便によつて行う場合には必ず速達とすること。

なお、270円切手をはり、速達としたあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

専門試験（多枝選択式及び記述式）出題分野一覧表

試験の区分	出 題 分 野
土 木	数学、物理、材料力学、水理学、土質工学、測量、材料学、土木施工、橋梁、河川、港湾、道路、都市計画、下水道
電 気	数学、物理、電磁気学、電気回路、電気材料、電気計測、電子工学、電力工学、通信工学
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般